

# 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会会議規則

平成 27 年 10 月 6 日  
教育委員会規則第 1 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条の規定に基づき、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）その他委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議の種類)

第 2 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、年 3 回招集する。
- 3 臨時会は、教育長が必要と認めたときに、これを招集する。
- 4 委員 2 人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があるときは、教育長は臨時会を招集しなければならない。

## (招集)

第 3 条 教育長は、会議の日前 3 日までに、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を告示するとともに、書面で委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。

- 2 会議招集の告示後に急施を要する事件があるときは、前項本文の規定にかかわらず、直ちに、これを会議に付議することができる。

## (会議)

第 4 条 会議の議事は、次項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

- 2 会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他事件について教育長又は委員の発議により、出席者の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 3 前項ただし書の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
- 4 第 2 項ただし書の規定により公開しないこととした会議（以下「秘密会」という。）を開くときは、教育長は、傍聴人及び教育長の指名する者以外の者を議場の外に退出させなければならない。

## (会議録)

第 5 条 教育長は、事務局の職員をして会議録を作成させなければならない。

- 2 会議録は、教育長及びその都度教育長の指定する委員 1 人が署名し、次回の会議において承認を受けなければならない。

## (会議録の記載事項)

第 6 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会の年月日時

- (2) 教育長並びに出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 出席委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名
- (4) 教育長の報告要旨
- (5) 議題及び議事の要旨
- (6) 議決事項
- (7) その他教育長が必要と認めた事項

2 秘密会の会議録は、前項に準じて別に作成しなければならない。

(会議録の公表)

第7条 教育長は、第5条第2項の規定による署名の後、会議録を公表する。ただし、秘密会の会議録については、会議録を公表しないことができる。

(請願又は陳情)

第8条 委員会に対し請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(欠席の届出)

第9条 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ理由を具して教育長に届出しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるほか、委員会の会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。